

苫小牧市生ごみ分解処理容器購入助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭系及び事業系厨芥類（以下「生ごみ」という。）の自己処理を推進するため、生ごみ分解処理容器（以下「処理容器」という。）の普及を促進し、ごみの減量化及びリサイクルの推進に対する意識の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において処理容器とは、一般家庭及び事業所から発生する調理くず、食べ残し等の生ごみを、微生物等により分解することで消滅させるもので、苫小牧市（以下「市」という。）が推奨する処理容器をいう。

(対象者)

第3条 処理容器を購入することができる者は、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 市内に住所を有し、市内に設置すること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 処理容器を良好な状態で維持管理できること。
- (4) 処理容器を設置した後、使用状況の調査等に協力できること。

2 購入対象となる処理容器は、1世帯（1事業所）につきキューロは2個、トラッシュファミリーは4個までとする。ただし、購入日から1年を経過しているとき、又は破損、故障等により修理が困難で使用不能となっているときは、この限りではない。

(申し込み)

第4条 処理容器の購入を希望する者は、苫小牧市生ごみ分解処理容器購入助成申込書（様式第1号）により、市長に申し込まなければならない。

(申し込みの受付)

第5条 処理容器の申し込みの受付は、苫小牧市生ごみ分解処理容器購入助成申込書（様式第1号）の先着順で行うものとする。

(引渡し)

第6条 市長は前条の申し込みがあったときは、速やかにその内容を審査の上交付の可否を決定し、苫小牧市生ごみ処理容器購入助成決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 申請者は原則として交付決定通知書に記載された期限内に容器の負担金を納入するものとする。
- 3 市長は負担金の納入を確認後、速やかに処理容器の引渡しを行うものとする。

(種類及び負担金)

第7条 購入する処理容器の種類は、市長の指定した物とする。

2 第4条の規定により、処理容器の購入を希望する者は、次の表に定める処理容器の種類に応じた負担金を市に支払うものとする。

処理容器の種類	個人負担金
キューロ（黒土110ℓ付き）	5,000円
キューロ本体のみ	3,000円
トラッシュファミリー	750円

(責務)

第8条 処理容器の引渡しを受けた者は、次に掲げる責務を有するものとし、当該処理容器を自らの所有地又はこれに準ずる場所において、適正に維持管理しなければならない。

(1) 当該処理容器に係る廃棄物等については、適正に処理又は処分すること。

(2) 当該処理容器を適正に使用することにより、臭気、虫等の飛散防止に努めること。

(返還)

第9条 市長は、虚偽の申請その他不正な行為により処理容器の引渡しを受けた者と認められるときは、当該処理容器を返還させることができる。

(調査)

第10条 市長は、実態把握及び検証作業を目的とし、生ごみの減量化を推進するため、引渡しを受けた者に対し、処理容器の設置及び使用状況等について調査することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、処理容器の購入助成事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。